

四日市市告示第 5 3 5 号

四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 6 年 7 月 2 日

四日市市長 森 智 広

四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付要綱の一部を改正する要綱
四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付要綱（平成 1 6 年四日市市告示第 1 9 8 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び (2) (略)</p> <p>(3) 補強計画 旧基準木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るための耐震補強工事、<u>準耐震補強工事</u>又は<u>簡易な耐震補強工事</u>の計画で、受講耐震診断者が三重県木造住宅耐震診断マニュアル等又は平成 1 4 年発行の三重県木造住宅耐震診断マニュアル（以下「旧マニュアル」という。）に基づいて診断したものであり、かつ、複数の受講耐震診断者が所属する団体による判定会の判定を受け、適切であると判断されたもの又は一般財団法人日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づく診断方法のうち、</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び (2) (略)</p> <p>(3) 補強計画 旧基準木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るための耐震補強工事又は準耐震補強工事の計画で、受講耐震診断者が三重県木造住宅耐震診断マニュアル等又は平成 1 4 年発行の三重県木造住宅耐震診断マニュアル（以下「旧マニュアル」という。）に基づいて診断したものであり、かつ、複数の受講耐震診断者が所属する団体による判定会の判定を受け、適切であると判断されたもの又は一般財団法人日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づく診断方法のうち、前号以外の診断方法を採</p>

ち、前号以外の診断方法を採用する場合においては、現行の耐震基準を満たすようにする耐震補強工事の計画で、学識経験者を含む判定会の判定を受け、適切であると判断されたものとする。

(4) 評点 三重県木造住宅耐震診断マニュアル等という上部構造評点とする。

(5) 耐震補強工事 建築基準法に基づく耐震改修に係る命令を受けていない旧基準木造住宅について、評点を1.0以上とする工事で、補強計画を反映したものとする。

(6) 準耐震補強工事 木造住宅耐震診断において、評点が0.7未満と診断された階数が2以上の旧基準木造住宅について、1階部分の評点を1.0以上とする工事で、補強計画を反映したものとする。

(7) 簡易な耐震補強工事 木造住宅耐震診断において、評点が0.7未

用する場合においては、現行の耐震基準を満たすようにする耐震補強工事の計画で、学識経験者を含む判定会の判定を受け、適切であると判断されたものとする。

(4) 耐震補強工事 建築基準法に基づく耐震改修に係る命令を受けていない旧基準木造住宅について、「一応安全です」「安全です」「一応倒壊しない」又は「倒壊しない」とする工事で、補強計画を反映したものとする。

(5) 準耐震補強工事 木造住宅耐震診断において「倒壊または大破壊の危険があります」と診断された旧基準木造住宅について、旧マニュアルでいう総合評点から基礎・地盤の項目の評点を除した値を1.0以上とする工事で、補強計画を反映したもの又は「倒壊する可能性が高い」と診断された階数が2以上の旧基準木造住宅について、1階部分の三重県木造住宅耐震診断マニュアル等という上部構造評点を1.0以上とする工事で、補強計画を反映したものとする。

満と診断された住宅をその評点が
0.7以上とする工事で、補強計画
を反映したものとする。

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(補助対象)

第3条 補助対象要件は次の各号とする。
る。

(1) (略)

(2) 対象とする工事は、次のいずれかに該当する工事とする。

ア 前条に定める木造住宅耐震診断で、評点が0.7未満と診断された旧基準木造住宅の工事

イ 前条に定める木造住宅耐震診断で、評点が0.7以上1.0未満と診断された旧基準木造住宅の工事

ウ (略)

(補助対象経費及び補助額)

第4条 第2条第5号、第6号、第7号、第8号及び第11号に掲げる工事

(6) (略)

(7) (略)

(8) 助成額 「補助額」と「所得税額の特別控除の額」の合計額をいう。

(9) (略)

(10) (略)

(補助対象)

第3条 補助対象要件は次の各号とする。
る。

(1) (略)

(2) 対象とする工事は、次のいずれかに該当する工事とする。

ア 前条に定める木造住宅耐震診断で、「倒壊または大破壊の危険があります」又は「倒壊する可能性が高い」と診断された旧基準木造住宅の工事

イ 前条に定める木造住宅耐震診断で、「やや危険」又は「倒壊する可能性がある」と診断された旧基準木造住宅の工事

ウ (略)

(補助対象経費及び補助額)

第4条 第2条第4号、第5号、第6号及び第10号に掲げる工事（以下「耐

(以下「耐震補強工事等」という。)に係る1棟当たりの補助額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 補助金の対象となる経費、補助要件及び補助額は次の表のとおりとする。

補助対象経費	補助要件	補助額
① 対象となる住宅の所有者が行う耐震補強工事(受講耐震診断者が工事監理を行うものに限る。)に要する経費(工事監理費を含む。)	① 前条第1項第1号及び第2号アの要件を満たすもの	① 1棟当たりの耐震補強工事に要する経費と <u>100万</u> 円のいずれか少ない額。ただし、社会資本整備総合交付金交付要綱第附属Ⅱ編イ—16—(12)—①に定める住宅の耐震改修等、建替え又は除却等に

震補強工事等」という。)に係る1棟当たりの助成額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 補助金の対象となる経費、補助要件及び補助額は次の表のとおりとする。

補助対象経費	補助要件	補助額
① 対象となる住宅の所有者が行う耐震補強工事(受講耐震診断者が工事監理を行うものに限る。)に要する経費(工事監理費を含む。)	① 前条第1項第1号及び第2号アの要件を満たすもの	① 1棟当たりの耐震補強工事に要する経費の <u>3分の2の額と50万円</u> (令和2年度までに市の補助を受けて耐震補強計画を行った耐震補強工事については <u>60万円</u>)のいずれか少ない額。ただし、社会

		<p> 関する事業の要件に該当する場合には、社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ—16—(12)—①に定める住宅の耐震改修等、建替え又は除却等に関する事業に係る基礎額を加えることができる。 </p>			<p> 資本整備総合交付金交付要綱附属Ⅱ編イ—16—(12)—①に定める住宅の耐震改修等、建替え又は除却等に関する事業の要件に該当する場合には、社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ—16—(12)—①に定める住宅の耐震改修等、建替え又は除却等に関する事 </p>
--	--	--	--	--	--

					業に係る基礎額を加えることができる。
② 対象となる住宅の所有者が行う耐震補強工事（受講耐震診断者が工事監理を行うものに限る。）に要する経費（工事監理費を含む。）	② 前条第1項第2号イの要件を満たすもの	② 1棟当たりの耐震補強工事に要する経費の3分の2の額と20万円のいずれか少ない額。ただし、社会資本整備総合交付金交付要綱附属第II編イ-16-（12）-①に定める住宅の耐震改修等、建替え又は除却等に関する事	② 対象となる住宅の所有者が行う耐震補強工事（受講耐震診断者が工事監理を行うものに限る。）に要する経費（工事監理費を含む。）	① 前条第1項第2号イの要件を満たすもの	② 1棟当たりの耐震補強工事に要する経費の3分の2の額と20万円のいずれか少ない額。ただし、社会資本整備総合交付金交付要綱附属第II編イ-16-（12）-①に定める住宅の耐震改修等、建替え又は除却等に関する事

		業の要件に該当する場合には、社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編イー16—(12)—①に定める住宅の耐震改修等、建替え又は除却等に関する事業に係る基礎額を加えることができる。			業の要件に該当する場合には、社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編イー16—(12)—①に定める住宅の耐震改修等、建替え又は除却等に関する事業に係る基礎額を加えることができる。
③ 対象となる住宅の所有者が行う耐震補強工事（受講耐震診	③ 前条第1項第2号アの要件を満たすもの	③ 1棟当たりの耐震補強工事に要する経費と <u>80万</u> 円のい	③ 対象となる住宅の所有者が行う耐震補強工事（受講耐震診	③ 前条第1項第2号アの要件を満たすもの	① 1棟当たりの耐震補強工事に要する経費の <u>3分の2の額</u> と

<p>断者が工事監理を行うものに限る。)に要する経費(工事監理費を含む。)</p>		<p>れか少ない額</p>	<p>断者が工事監理を行うものに限る。)に要する経費(工事監理費を含む。)</p>		<p>20万円のいずれか少ない額</p>
<p>④ 対象となる住宅の所有者が行う簡易な耐震補強工事(受講耐震診断者が工事監理を行うものに限る。)に要する経費(工事監理費を含む。)</p>	<p>④ 前条第1項第2号アの要件を満たすもの</p>	<p>④ 1棟当たりの簡易な耐震補強工事に要する経費と80万円のいずれか少ない額</p>			
<p>⑤ 対象となる住宅の所有者が行う除却工事に要する経費</p>	<p>⑤ 前条第1項第1号及び第2号アの要件を満たすもの</p>	<p>⑤ 1棟当たりの除却工事に要する経費として、社会資本整備</p>	<p>④ 対象となる住宅の所有者が行う除却工事に要する経費</p>	<p>④ 前条第1項第1号及び第2号アの要件を満たすもの</p>	<p>④ 1棟当たりの除却工事に要する経費として、社会資本整備</p>

す も
の。た
だし、
市長が
特に必
要と認
めた場
合はこ
の限り
で な
い。

総合交付
金交付要
綱附属第
II編イ一
1 6 一
(1 2)
一①に定
める住宅
の耐震改
修等、建
替え又は
除却等に
関する事
業の要件
に該当す
る場合に
は、社会
資本整備
総合交付
金交付要
綱附属第
III編イ一
1 6 一
(1 2)
一①に定
める住宅
の耐震改
修等、建
替え又は
除却等に
関する事
業に係る

す も
の。た
だし、
市長が
特に必
要と認
めた場
合はこ
の限り
で な
い。

総合交付
金交付要
綱附属第
II編イ一
1 6 一
(1 2)
一①に定
める住宅
の耐震改
修等、建
替え又は
除却等に
関する事
業の要件
に該当す
る場合に
は、社会
資本整備
総合交付
金交付要
綱附属第
III編イ一
1 6 一
(1 2)
一①に定
める住宅
の耐震改
修等、建
替え又は
除却等に
関する事
業に係る

		基礎額と 40万円 のいずれ か少ない 額			基礎額と 40万円 のいずれ か少ない 額
⑥ 対象となる住宅の所有者が行うリフォーム工事に要する経費	⑥ 前条第1項第2号ウの要件を満たすもの	⑥ 第2条第5号に掲げる工事と併せて行うリフォーム工事の場合には1棟当たりのリフォーム工事に要する経費の3分の2の額と40万円のいずれか少ない額 第2条第6号及び第7号に掲げる工事と併せて行うリフォーム工事の場合	⑤ 対象となる住宅の所有者が行うリフォーム工事に要する経費	⑤ 前条第1項第2号ウの要件を満たすもの	① 1棟当たりのリフォーム工事に要する経費の3分の1の額と20万円のいずれか少ない額

	<p>合は1棟 当たりの リフォーム 工事に 要する経 費の3分 の1の額 と20万 円のい れか少 ない額</p>			
<p>2 補助金の交付は、同一棟について 1回限りとする。</p> <p>3 第1項第1号で定める補助額に1, 000円未満の端数があるときは、こ れを切り捨てるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和9年3月31日</u>限 り、その効力を失う。</p>	<p>(2) <u>租税特別措置法第41条の19の 2に規定する所得税額の特別控除の 額（第2条第4号に掲げる工事に限 る。）</u></p> <p>2 <u>助成額の交付に当たっては、あら かじめ前項第2号の額を差し引い て、同項第1号の額を交付するもの とする。</u></p> <p>3 補助金の交付は、同一棟について 1回限りとする。</p> <p>4 第1項第1号で定める補助額に 1,000円未満の端数があるとき は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和7年3月31日</u>限 り、その効力を失う。</p>			

第 1 号様式を次のように改める。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

四日市市長

申請者 住所
氏名
電話番号

木造住宅耐震補強工事等補助金交付申請書

四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、耐震補強工事等を行いたいので、下記のとおり申請します。

なお、補助金交付の審査のため、市が住民基本台帳、戸籍台帳、固定資産課税台帳等について照合を行うことに同意します。

記

住宅の概要	住宅の所在	四日市市		
	住宅の種類	専用住宅・併用住宅・共同住宅・長屋		
	建築年月	年 月 着工・完成		
	階数		延べ床面積	坪・㎡
	併用住宅の住宅以外の面積	坪・㎡		
	耐震診断における構造評点	0.7未満	・	0.7以上1.0未満

工事費等	予定工期	年 月 日～ 年 月 日		
	工事種別	1：耐震補強工事 2：準耐震補強工事 3：簡易な耐震補強工事 4：除却工事		
	工事費	円		
	補助申請額	円		

第5号様式を次のように改める。

年 月 日

四日市市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

木造住宅耐震補強工事等完了実績報告書

年 月 日付け第 号により補助金
交付決定の通知を受けた木造住宅耐震補強工事等の計画について、下記のとおり工
事が完了したので、四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規
定により報告します。

記

- 1 住宅の所在地 四日市市
- 2 住宅の種類
- 3 完了の年月日 年 月 日
- 4 添付書類
 - (1) 工事契約書及び領収書の写し
 - (2) 工事の内容がわかる写真
 - (3) 三重県木造住宅耐震診断講習を受講した者の確認を証するもの
(当該報告書兼用：下段による) ※耐震補強工事、準耐震補強工事、簡易な耐
震補強工事の場合
 - (4) その他、市長が必要と認める書類

耐震性能の確認 ※耐震補強工事、準耐震補強工事、簡易な耐震補強工事の場合
本件工事は、耐震補強計画に基づき工事が完成されたことを確認しました。

工事監理者等 氏名

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、令和6年度予算に係る補助金から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に、改正前の四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付要綱（以下「改正前要綱」という。）の規定に基づき提出された申請書は、改正後の四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付要綱（以下「改正後要綱」という。）の規定に基づき提出されたものとみなす。
- 3 市長は、第10条の規定による通知を行ったものを除き、改正前要綱の規定に基づき行われた交付申請については、同申請に係る申請書の記載にかかわらず、改正後要綱の規定に基づき、補助金の額を算定し、補助金の交付を決定するものとする。この場合において、すでに補助金交付決定が行われている交付申請については、補助金交付の変更の決定を行い、木造住宅耐震補強工事等計画変更承認通知書（第4号様式）にて申請者に通知するものとする。

(都市整備部建築指導課)